

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）
に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

Ⅱ 廃棄物対策に係る監査結果について

Ⅱ-3. 埋立処分業務について

1. 最終処分場長期責任型運営維持管理事業に係る運営モニタリングについて

（3）結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
① 最終処分場長期責任型運営維持管理事業に係る市のモニタリングについて 【廃棄物埋立管理事務所】（報告書 P164） 廃棄物埋立管理事務所では、最終処分場長期責任型運営維持管理事業に対するモニタリングを、平成25年度及び平成26年度においてはモニタリング支援事業者の支援を受けて、また、平成27年度からは当該事業者の支援を受けずに単独で実施している。 そもそも、平成25年度及び平成26年度に実施された運営モニタリング業務委託においては、次の項目がモニタリング支援事業者により支援の対象とされていた。 ア. S P C（特別目的会社として、長期責任型運営事業者をいう。以下、同様である。）の業務履行状況の監視（モニタリング）支援 （ア）S P Cが提出する月次の維持管理報告書の確認 （イ）事業実施計画書、維持管理報告書等の提出時期の確認 （ウ）市が実施する月次の定期モニタリングについて、定例会議への出席 （エ）現場モニタリングの実施 （オ）S P Cが実施するセルフモニタリング方法及び内容の精査・協議 イ. トラブル等への対応支援 （ア）S P Cが提示する原因究明策に対する技術的な確認 （イ）事業契約の解釈の確認と論点の整理 （ウ）S P Cが提示する対応方法及び再発防止策に対する技術的な確認	【結果①について】 毎月1回、廃棄物埋立管理事務所が最終処分場及び各汚水処理施設において実施する現場モニタリングについては、事業者が毎月提出する維持管理報告書に記載されている特定の項目（水質分析値、処理水量、修繕及び保全状況、安全作業など）をサンプル的に抽出して現場検査を実施することにより、維持管理報告書の内容が最終処分場及び各汚水処理施設の現在の状況を適切に反映しているものであることを現場において確認することとした。また、現場モニタリングの結果を記録することとし、問題があれば、現場及び総括責任者に対応を指示し、その結果を次の月次報告会に報告させることとした。これらにより、月次の維持管理報告書、月次の報告会及び現場モニタリングが有機的に連携する体制を構築した。 【結果②について】 廃棄物埋立管理事務所による事業実施計画書及び維持管理報告書に対する確認作業において、事業者へ修正事項等を指示した場合は、その内容を記録に残し、その後の計画や報告において改善することとした。 【結果③について】 上記のとおり現場モニタリングを改善することにより、月に1回の実施で、事業者の業務実施状況を適切に確認できるようにし、適正に事業者を誘導できるようにした。また、事業者に、毎日、維持管理日報を提出させ、廃棄物埋立管理事務所を確認することにより、事業者の業務実施状況を

(エ) 費用負担の考え方の整理 ウ. 委託費の見直し支援 (ア) 委託費の見直しに係るインデックスに関する情報収集 (イ) 委託費算定プログラムの更新 (ウ) 委託費の見直しのための覚書フォーマットの作成 エ. 財務状況の把握支援 (ア) 監査報告書の内容に関する確認 (イ) 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に基づく財政健全化の確認 このように列挙された項目において、平成 27 年度現在、改善を要すると考えられる点は次のとおりである。 i 月次報告書と現場モニタリングとの有機的連携について 「ア. S P C の業務履行状況の監視（モニタリング）」のうち、「(ア) S P C が提出する月次の維持管理報告書の確認」行為としては、実績月の月末に長期責任型運営事業者から月次報告書が提出されると、廃棄物埋立管理事務所職員 3 人が報告会（翌月初め開催）に出席し、5 つの水処理施設の管理状況の報告を受けて書類調査を実施している。その際、次の主要な項目を中心に検査し、検査報告書を作成している。なお、当該報告会では、最終処分場の埋立状況（廃棄物ごとの埋立量、埋立場所及び覆土の状況等）についても報告を受けている。 (i) 処理水の水質分析値〔視点〕⇒法令及び自主管理値の遵守 (ii) 観測井の水質分析値〔視点〕⇒法令の遵守及び処理場からの影響の有無の確認 (iii) 月間処理水量〔視点〕⇒適正な運転管理 (iv) 施設修繕実施状況〔視点〕⇒適正な修繕が実施されているかの確認 これらの検査項目は、「ア. (エ) 現場モニタリングの実施」項目と同一であるが、月次の維持管理報告書の確認が現場モニタリングの実施と有機的に連携しているという認識を持つべきものと考えられるが、その認識が全く欠けている。 ii 維持管理報告書等に対する修正指示の記録に	適時に確認できるようにした。さらに、事業年度最終の検査業務については、月次報告会で対応を指示した問題点などの状況確認することにより、現場モニタリングとの有機的連携を図ることとした。 【結果④について】 事業者から財務諸表及び監査報告書の提出を受け、内容を確認した後、専門用語が多い事項や当初計画と実績との乖離がある事項については、廃棄物埋立管理事務所が事業者に対してヒアリングを実施し、当該ヒアリングを踏まえた上で、財務状況や当初計画との乖離の適正性についての評価結果を決裁文書の形で残すこととした。
--	---

ついて

また、事業実施計画書（翌年度のものを6月末まで受領）及び維持管理報告書（毎月末受領）に対する確認において、修正すべき点について指示を行うが、その内容について記録を残すことはないということである。廃棄物埋立管理事務所としてのモニタリングの一環であるため、本来は事業者への修正事項等の指示内容については極力記録を残す必要がある。

iii 現場モニタリングの体制について

現場モニタリングは次のような体制で実施しているということであった。すなわち、所長が、最終処分場及び污水处理施設の維持管理の総括を行い、職員Aが、新内陸最終処分場及び蘇我污水处理施設を担当し、職員Bが、東部污水处理場、更科污水处理場及び塵芥污水处理場を担当しており、新内陸最終処分場については月2回程度、その他の污水处理施設については月1回程度の現場モニタリングである。所長は原則現場には同行しない。現場で検査する目的は、月次報告会では月報に基づき報告を受けているが、毎日の記録がわからないため、現場に行った際に日報を確認するということである。

一方、平成27年度からの市による現場モニタリングに係る検証業務内容として、平成25年度及び平成26年度において市が実施した運営モニタリング業務委託の成果物に次のとおり示されている。

- (i) 「処理水量変動への対応」
- (ii) 「処理水量の目安との比較確認」
- (iii) 「水質の目安との比較確認」
- (iv) 「電気使用量の目安との比較確認」
- (v) 「薬品使用量の目安との比較確認」
- (vi) 「定期修繕計画の内容を確認する」

（「業務委託報告書」（平成27年3月：千葉市／モニタリング支援事業者）の「第2章第3節 今後のモニタリングの目安」に記載されている項目より）

これらの測定値は、平成27年度からは長期責任型運営事業者が日々機器により、または目視によって確認し、月次報告書に記載され、廃棄物埋立管理事務所に提出されている。このような業務の

流れは、長期責任型運営事業者による運営維持管理業務の一つとして業務委託の内容に含まれているが、事業者によるセルフモニタリングの内容の一つである。これに対して、廃棄物埋立管理事務所は、月次の報告会において検討を行っている。上記 i で示したように、この検証作業は、月に一度の書面による調査であり、セルフモニタリングのレビューである。この調査及びレビュー以外には、実際に、現場においてサンプル的に上記の 5 項目のデータをタイムリーに確認し、検証していない。具体的には、現場において日報を確認する際に、月次報告の内容との相違の有無を確認するが、基準となる数量的な指標はないとしている。また、その結果として問題の有無にかかわらず、日報等として記録に残す作業は行っていない。

iv 財務状況の評価等について

「エ. 財務状況の把握支援」のうち、「(イ) 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に基づく財政健全化の確認」について、平成 27 年度においては、次のとおり確認したということであった。

- (i) 監査報告による事業状況⇒適正に表示している。
- (ii) 提案事業費と実際との整合性⇒著しい乖離はない。
- (iii) 提案資金状況と実際の資金状況との整合性⇒提案を大きく上回る資金が留保されている。
- (iv) リザーブ資金の積立状況等⇒開始 3 年後時点での提案のため評価しない。
- (v) 株主資本の推移⇒維持されている。
- (vi) 株主配当の留保状況⇒提案書のとおり配当を行っていない。

この場合、提案資金状況以上に実際資金が確認されていることに対して、追加された委託業務の存在をもって問題がないものと判断しており、増加した資金の規模について適正な評価がなされていないものと考えられる。また、このような財務状況の把握業務の結果を適切に記録として残していない。

【結果①】

月次の報告会における書面や口頭での検証作業と現場モニタリングの実施の意味は、月次の維持管理報告書の内容が廃棄物埋立処分場の現在の状況を適切に反映しているものであることを現場においてサンプル的に検証することで長期責任型運営事業者の業務実施状況の評価を効率的、効果的に実施することができることにあると考えられる。その意義を再度確認し、それらの検証業務が補い合って有機的に連携するモニタリング体制を構築されたい。

【結果②】

廃棄物埋立管理事務所としてのモニタリングの一環として実施している事業実施計画書及び維持管理報告書に対する確認作業において、事業者へ修正事項等を指示した場合はその内容を記録に残すルールを構築されたい。

【結果③】

現場モニタリングで実施すべき確認項目の検証を明確に認識し、現在実施している月1～2回の現場モニタリングによって、本来の現場モニタリングが十分に実施可能であるかどうか、長期責任型運営事業者の業務実施状況を適時適切に確認し、適正に誘導することができるものであるかどうか、月次報告会や事業年度最終の検査業務との有機的な連携が可能であるかどうか等について、早急に検討され実施されたい。

【結果④】

財務状況の把握・評価の過程で、事業者ヒヤリングを行い、適切な財務状況であるかどうかの結果について、適正に記録を残されたい。特に、当初予定と相違する重要な財務実績については、計画と実績との比較の結果を適正に評価し、当初の選定時点での評価結果との乖離はないか等にも検討を行われたい。